

事業承継の機運醸成に向けたプッシュ型広報業務委託 企画提案仕様書

1. 件名 事業承継の機運醸成に向けたプッシュ型広報業務委託

2. 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3. 契約上限額 4,722,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 目的

本事業では、専門事業者の知見を最大限に活用したプッシュ型の情報発信を行い、「県や関係機関が事業承継の充実した支援を行っていること」を広く県内事業者にも周知する。これにより、潜在的なニーズを持つ事業者にも「最初の気づき」と「相談への一歩」を促し、掘り起こした相談ニーズを確実に支援機関等へとつなげることを目的とする。

5. 背景・課題

沖縄県の事業承継は、最新の調査において後継者不在率が 61.0%に上り、全国ワースト 6 位という深刻な状況にある。また、本県は本土復帰後に創業した一代目経営者が多く、事業承継が未経験である企業が多いという固有の背景がある。そのため、経営者が日々の業務に追われる中で自身の課題として捉えることが難しく、事業承継への意識が向きにくい状況にある。従来のように事業者が自ら情報を調べる「プル型」の広報では、多忙な事業者や情報から孤立している事業者に支援情報が届かないという構造的なボトルネックが存在する。この状況を放置すれば、多くの価値ある事業が「黒字廃業」に至るリスクが高く、対象者の懐へ直接情報を届ける「プッシュ型」広報モデルへの転換が急務である。

6. 業務内容

本業務の目的を達成するため、受託者は県と協議の上、以下の業務を一体的に実施すること。なお、広報の実施にあたっては、「県や支援機関がしっかりサポートするから安心」という統一されたメッセージを発信し、相談に対する心理的ハードルを下げる工夫を行うこと。

(1) 【主軸業務】SNS ショート動画広告等による潜在層へのアプローチ

- **ターゲット設計**: スマホ等のデジタル媒体に接する機会の多い「子世代」や「若手後継者候補」「従業員」を主なターゲットに設定し、彼らから親(現経営者)へ事業承継の相談を促す導線を構築する。
- **内容**: 15 秒程度のショート動画広告等を企画・制作し、SNS 等で精密なターゲティング配信を行う。結果を分析し、効果を最大化するための運用を行う。
- **動画の具体例**: 複雑な制度解説ではなく、ターゲットが「自分ごと」として捉え、相談への一歩を踏み出したくなるような内容を想定する。
 - 例 1: 店主のリアルな悩みに共感するインタビュー風動画「お店、いつまで続けるか考えたことありますか？」
 - 例 2: テロップ主体で問いかけるアニメーション動画「その悩み、ひとりで抱えないで。相談は無料です」

(2) 【発展業務】デジタル媒体に不慣れな現経営者へのアプローチ

- **ターゲット設計**: SNS 広告だけではリーチが難しい、60 代以上のデジタル媒体に不慣れな現経営者。
- **内容**: テレビ、ラジオ、新聞、その他の効果的な媒体を活用して直接アプローチを行い、主軸業務を補完する独創的かつ費用対効果の高い広報を実施する。

(3) 支援機関との調整・連携サポート

受託者は、各支援機関とのコンテンツ制作・校正に関する確認作業や、本事業開始に伴う情報共有において、メール、電話、書面、対面等の効率的な手段を活用し、実務的な連絡調整のサポート(意見のとりまとめ、案内資料の作成・配付など)を行うこと。

広告に接触した事業者からの相談に各窓口がスムーズに対応できるよう、広報の実施スケジュールや広告内容(絵コンテ等)等の情報を、事前に各機関へ適切に共有すること。

(4) 実効性のある効果検証の実施

本事業によるプッシュ型情報発信が、実際にどれだけ事業者を相談窓口等へつなげることができたかを客観的に測定・可視化するため、効果検証のスキームを設計し、実施すること。これらを実施するにあたっては、事業者及び各支援機関の負担を最小限に抑えつつ、効果的にデータを収集できる手法を構築すること。また、検証結果を集計・分析し、事業全体の評価と次年度に向けた改善策を県へ報告すること。なお、本事業における具体的な目標値(KPI)については、企画提案において受託者から提案させるものとする。

検証手法(例):

- 各連携機関の協力のもと、相談のきっかけ(認知経路等)を尋ねる簡易なアンケートやヒアリングを実施する仕組みの構築。
- 特設 Web サイト(LP)等を経由したアクセス解析や広告のクリック数の計測。

7. 留意事項

(1) スケジュールについて

国が定める11月の「事業承継啓発月間」は、県内でも集中的な広報活動を行う好機である。企画提案にあたっては、この時期に合わせた広報展開が可能となるような実施スケジュールを考慮することが望ましい。

(2) SNS アカウントについて

現時点で県(中小企業支援課)が運用する SNS アカウントは存在しない。そのため、アカウントを新規に開設して運用する提案、あるいは、アカウント開設は行わず広告配信機能のみを利用する提案など、事業効果を最大化するための最適な手法を提案すること。

8. 提出成果物

- 業務完了報告書(効果検証レポートを含む)
- 上記「6. 業務内容」に基づき制作したコンテンツ等一式
- その他県が必要と認める書類等

9. 企画提案に含めるべき事項

本仕様書に記載された業務内容を実現するための、具体的かつ効果的な実施方法や体制、スケジュール、費用内訳等を含め、KPI(重要業績評価指標)等を提案すること。

(1) 業務の全体戦略とターゲットへのアプローチ

- 限られた予算(4,722,000 円)内で、最大の広報効果を生み出す媒体の組み合わせ。

- 「相談への一步」を促すための SNS ショート動画の具体的な構成案やクリエイティブのアイデア、制作本数。
- 60 代以上の高齢経営者に直接情報を届けるための、独創的な広報手法(ラジオ、紙媒体等)と、それが本県の高齢層に有効である明確な根拠。

(2) 支援機関との調整・連携サポートの進め方

県や支援機関が「充実した支援を行っていること」を広めるにあたり、コンテンツの制作・校正などの連絡調整を円滑かつスピーディーに進めるための進行管理の手法や実施体制。

(3) 実効性のある効果検証と具体的な目標値(KPI)の設定

本事業の広報活動が、実際にどれだけ事業者を相談窓口(商工会等)へ繋げられたかを測定・可視化するための具体的な仕組み(アンケート調査や Web 上の計測等)を具体的に提案すること。

また、提案にあたっては、具体的な目標値(KPI)を明記すること。なお、特設 Web サイト(LP)の制作は必須要件ではないため、自身が提案する広報手法(Web サイトの制作有無、既存 HP の活用、直接誘導など)に応じた適切な指標を選択・設定すること。

【設定すべき KPI の例(※提案する広報手法に応じて適切に選択すること)】

- 認知・接触の指標:
SNS ショート動画広告等の総インプレッション数(表示回数)、動画再生回数、または活用する各媒体での掲載・配布数等の目標値。
- 誘導・アクセスの指標(※Web サイトへ誘導する提案の場合):
特設サイト(制作する場合)または既存の県 HP 等における、本事業に関する案内ページへのアクセス数(PV 数やセッション数等)の目標値。
- 効果検証の指標:
各支援機関の協力のもとで実施する、相談者を対象とした簡易アンケートの回収数(または回収率)の目標値。

10. 連絡調整

- (1) 本業務の実施に当たっては、受託事業者において事務局を設置するとともに、統轄担当者を配置すること。
- (2) 委託契約締結後、10 日以内に業務実施計画書(任意様式)を県に提出すること。
- (3) 事務局は、沖縄県の求めがあった場合は随時の調整を行うとともに、本委託業務の進捗状況等を報告すること。

11. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するものであるため、次の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証憑書類(領収書など)を沖縄県が検査し、精算額を確定させた上で支払うものであること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載しておくこと。
- (3) 委託業務にかかる経費の証憑書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (4) 委託料の支払方法は、精算払を原則とし、必要に応じて概算払に応じるものであること。ただし、概算払を希望する場合は、年間の事業計画に即した概算払請求計画書(任意様式)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (5) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は認めないものとする。

12. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本委託業務の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

13. その他留意事項

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄県と協議して定めるものとする。
- (2) 成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。この場合において、本業務の実施に当たり、第三者の著作物その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の費用でもって処理するものとする。
- (3) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、用途を明らかにすること。これを満たさない場合は当該委託費を減額する場合がある。
- (4) 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。